

# 浦幌町立図書館資料収集方針

平成31年浦幌町教育委員会訓令第4号

(目的)

第1条 この方針は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に掲げる図書館奉仕及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）に則すること及び1954年に採択された図書館の自由に関する宣言を尊重し、浦幌町立図書館の浦幌町民の教育文化の振興発展と学術の向上・学校教育等の多様化した学習需要に応えるため「生涯学習の拠点となるべき施設」としての役割を果たすために必要な図書資料の収集に関する基本的事項を定める。

(基本方針)

第2条 図書資料収集の基本方針は次の各号によるものとする。

- (1) 資料の収集は、教育・教養の向上、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集し、人々の知的好奇心や向上心を刺激できる資料構成を図る。
- (2) 資料の範囲は、国内で出版されている各分野を広範囲に収集する。また一般的国外の資料も必要に応じて収集する。
- (3) 資料の選択は、所蔵資料の内容、各利用者層の要求（潜在的な要求を含む。）や利用頻度、著者、発行所、内容、形態、書誌的価値等を検討し収集する。なお新しい主題については、時期を失することなく収集する。
- (4) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」（1997年社団法人日本図書館協会総会決議）を踏まえ、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く、また公平な立場で著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、自由で公平に収集する。
- (5) 亡失・棄損等による資料の補充は、必要に応じて行う。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の資料とする。

(リクエスト資料)

第4条 利用者からのリクエスト資料については、各資料の選定基準（以下「図書資料選定基準」という。）に基づき可能な範囲で収集する。

(資料の収集方法)

第5条 購入、寄贈、寄託等の手段を十分に活用し、迅速かつ的確な方法で収集する。

(資料の部数)

第6条 資料の収集部数は、原則1部とするが、利用上複本が望ましいものは、複本を考慮する。

(資料の保存)

第7条 資料の保存については次の各号によるものとする。

- (1) 参考図書、一般図書、児童書は、原則永年保存とする。
- (2) 除籍、廃棄について必要な事項は、別に定める。

(資料収集の決定)

第8条 資料の収集にあたっては、本方針及び別に定める図書資料選定基準に基づく資料の選択を行なうため、図書館職員で構成する選定会議で収集選書方針等を定め収集資料を選定し、浦幌町立図書館長が決定する。

(蔵書の適正化)

第9条 資料収集にあたっては、蔵書構成の適正化に努めるとともに、古くなった資料について点検、評価を行い、資料の入れ替えを行なう。

(委任)

第10条 この方針の運用に関して必要な事項は浦幌町立図書館長が別に定める。

附 則

この訓令は公表の日から施行する。